

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和4年（ネ）第885号
事 件 名	不当利得返還請求控訴事件
判決年月日	令和5年4月12日
判 示 事 項	だまし取った金員が振り込まれた預金口座の預金債権について、処分行政庁がだまし取った者に対する国税を徴収するため、国税徴収法に基づき同預金債権を差し押さえた上で取り立て、その全額を国税に配当したことによって国税を徴収した場合において、だまされて同口座に金員を振り込んだ者の損失と国の利得との間に不当利得の成立に必要な因果関係が認められないとされた事例
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	X株式会社（以下「X」という。）は、株式会社A（以下「A」という。）との取引に基づき別法人である株式会社a（以下「a」という。）名義の口座（以下「本件口座」という。）にAとの取引に基づく支払金を振り込んだ（以下、Xが振り込んだ当該金員を「本件金員」という。）。その後、処分行政庁は、Aが本件口座から本件金員相当額を払い出す前にAの滞納に基づく滞納処分として国税徴収法に基づき、本件口座残高相当の預金払戻請求権及び利息支払請求権を差し押さえ、これを取り立て、Aの国税に配当した（以上、一連の滞納処分を「本件差押え等」という。）。これに対し、Xは、本件金員はAとaの共謀による詐欺又はXの錯誤に基づき交付されたものであって、処分行政庁はXがこのような金員をだまし取られるなどした事情を認識し、又は、容易に認識できたにもかかわらず、本件差押え等を行ったのであるから、このようにXがだまし取られるなどした金員をもって、処分行政庁が国税を徴収したことは、法律上の原因なく、Xの損失をもって、国が利得したことになるなどと主張して、国に対し、不当利得に基づく利得金返還請求として本件金員相当額の支払等を求めた事案である。
訟 務 月 報	69 卷 10 号